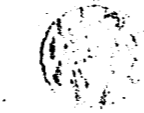


昭和十八年二月 日立案

書記官長



主筆

書記官



書記官

戦地又ハ事變地ニ在ル陸軍文官ノ懲戒  
權ニ關スル件審査報告

(別紙ノ通り)

相  
密  
院

相  
名  
防

戰地又ハ事變地ニ在ル陸軍文官ノ懲戒  
權ニ關スル件審査報告

謹テ今回御諮詢ノ戰地又ハ事變地ニ在ル陸軍  
文官ノ懲戒權ニ關スル件ヲ審査スルニ從前来陸  
軍部内ニ勤務スル軍屬ハ軍人ノ間ニ介在セシ  
爲之ニ對スル懲戒ノ權限ハ陸軍武官ヲシテ之

區  
密  
完

ヲ掌握セシメタルが大東亞戦争勃發以來南方  
軍政機關等ノ如ク陸軍文官ヲ首班トシ或ハ軍  
屬ノミヲ以テ或ハ軍屬ヲ主體トシテ組織セラ  
ルル部隊編成セラレ一般軍隊ト併立シ且相當  
遠隔ノ地ニ配置セララルモノアルニ到レリ而  
シテ此等ノ部隊ハ軍紀及風紀ヲ振肅シテ占領

地住民ニ對シ皇軍ノ威武ヲ顯揚スルコトノ必  
要ナルハ勿論其ノ管掌業務ノ處理ニ付テモ迅  
速的確以テ作戰ニ追隨シ又時ニハ軍隊同様敵  
ノ攻撃、住民ノ反亂等ニ對シテ獨力自衛スルノ  
要アリ今回右ノ實情ニ鑑ミ此等ノ部隊ノ長夕  
陸軍文官ニ對シテ特ニ所轄軍屬ニ對スル懲

戒權ヲ附與シ以テ部隊内ノ紀律ニ關スル指揮  
ヲ強化スルト共ニ其ノ責任ヲ以テ業務ノ振作  
ニ當ラシムルハ作戰上極メテ重要ナリト認メ  
之ガ爲政府ニ於テハ茲ニ本件ノ勅令ヲ立案シ  
タルモノニシテ其ノ要旨ハ戰地又ハ事變地ニ  
在ル高等官三等以上ノ陸軍文官ニシテ陸軍大

機  
密  
院

臣ノ指定スル職ニ在ルモノ例ハ軍政總監部  
及軍政監部ノ各部長、軍政監部支部長及州知事、  
軍政監部ノ外局長、調査試驗及研究機關ノ長並  
ニ南方航空輸送部ノ支部長ハ部下ノ軍屬ノ懲  
戒ニ關シ高等官及同待遇者ニハ將校ニ判任官  
及同待遇者ニハ下士官ニ夫々準ジテ重謹慎輕

機  
密  
院

謹  
慎  
又  
ハ  
譴  
責  
ヲ  
其  
ノ  
他  
ノ  
者  
ニ  
ハ  
兵  
ニ  
準  
ジ  
テ  
重  
營  
倉  
又  
ハ  
輕  
營  
倉  
ヲ  
科  
ス  
ル  
ノ  
權  
ヲ  
有  
ス  
ル  
旨  
ヲ  
定  
ム  
ル  
ニ  
在  
リ

梅  
ズ  
ル  
ニ  
本  
案  
ハ  
戰  
地  
又  
ハ  
事  
變  
地  
ニ  
於  
ケ  
ル  
實  
際  
ノ  
必  
要  
ニ  
鑑  
ミ  
陸  
軍  
軍  
屬  
ニ  
對  
ス  
ル  
懲  
戒  
權  
ノ  
一  
部  
ヲ  
當  
該  
部  
隊  
ノ  
長  
タ  
ル  
陸  
軍  
文  
官  
ニ  
附  
與  
セ  
ン  
ガ  
爲

必  
要  
ナ  
ル  
條  
規  
ヲ  
定  
メ  
ン  
ト  
ス  
ル  
モ  
ノ  
ニ  
シ  
テ  
相  
當  
ノ  
理  
由  
ア  
リ  
ト  
認  
メ  
ラ  
ル  
ル  
ニ  
由  
リ  
本  
案  
ハ  
此  
ノ  
儘  
之  
ヲ  
可  
決  
セ  
ラ  
レ  
然  
ル  
ベ  
シ  
ト  
思  
料  
ス

右  
謹  
テ  
審  
査  
ノ  
結  
果  
ヲ  
報  
告  
ス

昭  
和  
十  
八  
年  
二  
月  
二  
十  
六  
日

書  
記  
官  
長

議長宛

相

密

院

内閣顧問臨時設置制外三件審査報告

昭和十八年三月十三日

委員長 鈴木副議長 五

委員 石井顧問官 五

窪田顧問官 五

南(弘)顧問官 五

松井顧問官 五

松浦顧問官 五

林顧問官 五

二上顧問官 五

有馬顧問官 五

清水顧問官 五

奈良顧問官 五

菅原顧問官 五

湖顧問官 五

深井顧問官 五

具野顧問官 五

祝